

平成28年度 固定資産税に関する税制改正

平成28年11月1日発行

資産税課

土地担当 ☎229-3131

家屋担当 ☎229-3132

久居分室 ☎255-8826

平成28年度の固定資産税に係る税制改正について、主なものをお知らせします。

新築住宅の固定資産税の減額

新築住宅に対する固定資産税の減額措置が2年間延長され、平成30年3月31日までに新築された住宅に対して適用されることになりました。申告方法など詳細については、お問い合わせください。

減額要件

居住部分が2分の1以上の住宅(以下「住宅」という)で、居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)



以上280㎡以下の新築住宅

減額税額

1戸当たり120㎡までの居住部分の固定資産税額の2分の1

減額期間

- 一般住宅…新築後3年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅などは新築した年の翌年度から5年度分)
- 認定長期優良住宅…新築後5年度分(3階建て以上の中高層耐火住宅などは新築した年の翌年度から7年度分)

住宅改修に伴う固定資産税の減額

住宅改修工事に関して適用期間が延長され、要件が一部変更されました。改修が完了した日から3カ月以内に、必要書類を添付し申告すると、固

定資産税が減額されます。申告方法など詳細については、お問い合わせください。

減額期間 改修を行った翌年度1年間

工事の種類	減額要件	減額税額	工事内容
耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> ● 昭和57年1月1日以前から所在する住宅 ● 平成18年1月1日から平成30年3月31日までに改修工事が完了していること ● 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること ● 一戸当たりの工事費用が50万円を超えていること 	1戸当たり120㎡までの居住部分の固定資産税額の2分の1	現行の耐震基準に適合する耐震改修工事
バリアフリー改修	<ul style="list-style-type: none"> ● 新築された日から10年以上経過した家屋で、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに改修工事が完了していること ● 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること ● 国または地方公共団体からの補助金などを除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること ● 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること ● 65歳以上の人、要介護認定または要支援認定を受けている人、障がい者のいずれかが居住していること 	1戸当たり100㎡までの居住部分の固定資産税額の3分の1	通路・出入口の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化など
省エネ改修	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成20年1月1日以前から所在する住宅 ● 平成20年4月1日から平成30年3月31日までに改修工事が完了していること ● 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上であること ● 現行の省エネ基準に適合する工事であること ● 国または地方公共団体からの補助金などを除く工事費用の自己負担額が50万円を超えていること ● 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること(平成28年3月31日までに改修工事が完了した場合は、この要件は不要) 	1戸当たり120㎡までの居住部分の固定資産税額の3分の1	窓の断熱改修工事(必須)、窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事

※適用が受けられるのは、1戸につき1回限りです。なお、耐震改修とバリアフリー改修に伴う減額、または耐震改修と省エネ改修に伴う減額はそれぞれ重複して適用することはできません。